

保健福祉課

☎ 介護福祉係 (143)

タクシー利用券を交付します



高齢者や重度の身体障がいなどで、移動が困難な方にタクシー利用券を配布することにより、料金の一部を助成します。スマートフォンから交付申請ができます。

事業名	大崎町おでかけタクシー利用助成事業	
補助対象要件	自動車など運転免許証がなく、下記のいずれかに該当する町民 ①65歳以上の方 ②介護保険の要介護度が1以上の方 ③下記の手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳(軽自動車税の減免資格を有する方) ・療育(A1またはA2)手帳 ・精神障害者保健福祉(1級)手帳	
申請の流れ	補助対象者または代理の方が右記をお持ちの上、保健福祉課にて申請してください。	<補助対象要件①に該当する方> ・身分証明書(生年月日が分かるもの) <補助対象要件②または③に該当する方> ・障害者手帳や介護保険証など、該当する要件を証明するもの ※代理申請の場合は上記と併せて代理申請者の身分証明書をご持参ください。
助成内容	対象者1人当たり利用券96枚(1枚500円、48,000円分)を交付します。 ※年度途中で対象要件を満たすこととなった場合は月割りで交付します。	
利用券を使用できるタクシー事業者	・株式会社野方タクシー ・有限会社大隅観光タクシー(みなとタクシー)	
注意事項	・利用券の再発行はできません。 ・利用期限は令和9年3月31日までです。 ・対象者以外の方は使用できません。(同乗は可能) ・利用券はおつりはできません。	

保健福祉課

☎ 国民健康保険係 (131・133)

後期高齢者医療保険料率が変わります

被保険者の皆様が安心して医療を受けられるように、令和8・9年度の保険料率を改定いたします。後期高齢者医療では、被保険者の皆様の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率(医療分)の見直しをすることになっています。令和8・9年度の保険料を、表のとおり改定いたします。

また、令和8年度から全ての保険者において子ども・子育て支援金を負担することとなりました。保険料は、被保険者の皆様が安心して医療機関を受診するために必要なものです。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。※令和9年度の子ども・子育て支援金分については、令和8年度に改定いたします。

後期高齢者医療保険料率の改定内容	内訳	医療分		子ども分*
		現行(令和6・7年度)	改定後(令和8・9年度)	新設(令和8年度)
均等割額		59,900円	69,800円	1,400円
所得割率		11.72%	11.72%	0.25%
年間賦課限度額		80万円	85万円	2万1千円

【お問い合わせ先】 役場 保健福祉課 国民健康保険係 ☎476-1111 (131・133)
 税務課 町民税係 ☎476-1111 (113～115)

または 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格・保険料班 ☎099-206-1329